

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第89号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月6日 02時40分ごろ
発生場所	福岡県北九州市若松区妙見崎北西方沖 妙見崎灯台から真方位317° 5.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 00.41′ 東経130° 36.31′）
事故等調査の経過	平成26年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 やまと 大和丸、7.9トン FO2-6596（漁船登録番号）、個人所有 第290-60368号（船舶検査済票の番号） B 漁船 せんぷく 千福丸、6.6トン FO2-6519（漁船登録番号）、個人所有 第290-55793号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷後部外板に亀裂、煙突に凹損及び曲損 B 船首部外板に擦過傷及び凹損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、妙見崎北西方沖を柏原漁港へ向けて帰航中、「いけす底栓の閉栓作業」（以下「本件作業」という。）を行うため、周囲を目視及び6Mレンジとしたレーダーで、航行の支障となる船舶がないことを確認したので、クラッチを中立とし、アイドリングの状態 ² で集魚灯を1灯点け、漂泊した。 A船は、船長Aが約5分間本件作業を行って操舵室に戻ろうとしたところ、平成26年8月6日02時40分ごろその左舷後部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、レーダーを3Mレンジ、GPSプロッターを24Mレンジでそれぞれ使用し、北九州市脇田漁港から妙見崎北西方沖（響灘 ^{ひびき} ）の漁場へ向けて、自動操舵により約11～12ノットの対地速力で北西進していたところ、船長Bが操舵室前方からの異常音を聞いた。 船長Bは、異常音の原因を調べるため、周囲を目視及びレーダーを使用して、航行の支障となる船舶がないことを確認した後、船首甲板の作業灯を1灯点け、操舵室の回転窓から同室前方を見ていたとこ

	<p>ろ、船首前方約10mの所に集魚灯を点けたA船がいることに気づき、機関を後進とした直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長A及び船長Bは、両船の損傷状況を確認し、船長Bが海上保安庁へ通報した後、それぞれ自力で航行して係留地へ帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m</p>
その他の事項	<p>A船は、船首の白灯及び操舵室両舷後部の舷灯を表示していた。</p> <p>本件作業は、甲板上から長柄の工具を使用して行うものであった。</p> <p>A船のレーダーは、6Mレンジで使用した際、約1M以上離れた小型船舶が直進してきた場合、映像が映りにくいことがあった。</p> <p>B船のレーダーは、画面上の船首輝線に他船の映像が重なると、識別しにくくなることがあった。</p> <p>B船の操舵室前方の異常音は、いけす底栓を開閉する金具が、落下した音であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、妙見埼北西方沖で漂流中、船長Aが、本件作業を行い、見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、周囲を目視及び6Mレンジとしたレーダーで、航行の支障となる船舶がないことを確認したことから、本件作業に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、6Mレンジで使用していたレーダーが映りにくい状況であったことから、接近するB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、妙見埼北西方沖を北西進中、船長Bが、操舵室前方の異常音を確かめることに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、周囲を目視及びレーダーを使用して、航行の支障となる船舶がないことを確認したことから、操舵室前方の異常音を確かめることに意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、レーダー画面上において、船首方で漂流中のA船の映像が船首輝線と重なり、識別しにくかったことから、A船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、妙見埼北西方沖において、A船が集魚灯を1灯点けて漂流中、B船が北西進中、船長Aが、本件作業を行い、見張りを適切に行っていなかったため、接近するB船に気付かず、また、船長</p>

	<p>Bが操舵室前方の異常音を確かめることに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、船首方で漂泊中のA船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時見張りを適切に行うこと。・ 自船のレーダーの特性を把握し、適切に使用すること。